

西浦中学校 土砂災害に関する避難確保計画

R.3.8.31.

1 基本方針

- (1) 生徒と職員の身の安全を第一に考えた行動を最優先する。
- (2) 土砂災害警戒情報との関連を図り, 状況を的確に把握する。
- (3) 校長を中心とした土砂災害対策委員会のもと, 迅速で臨機応変な対応を考え実施する。

2 対応の流れ

- (1) 気象庁(名古屋地方気象台)より土砂災害警戒情報が発表されたとき

①情報の入手

- ・防災ラジオ, 防災行政課無線(屋外拡声器), 携帯電話(市の防災情報), テレビ・ラジオ, 市広報車, 気象庁ホームページ, 市ホームページ等。

②情報の共有化

- ・開校日の場合: 速やかに土砂災害対策委員会(土砂災害対策委員: 校長・教頭・教務・校務)を開催し, 対応を協議する。全職員を集め, 土砂災害警戒情報が発表されたことを伝え, 具体的な対応を指示する。
- ・休日, 及び夜間の場合: 管理職は協議の上, 土砂災害対策委員会を開催するかどうか決める。他の職員は自宅待機とするが, 委員会より連絡があった場合は至急登校し, 準備にあたる。

③避難誘導に関する具体的な対応

※午前6時の時点で「蒲郡市」に気象庁から土砂災害警戒情報が発表されていれば, その日は休校とする。

【登校中】 ・職員は2グループに分かれ次のことを行う。

〈通学路見回り班〉・安全を確かめながら登校中の生徒を速やかに登校するように促す。または, 最寄りの避難可能場所に誘導する。(家が近い場合は, 家庭に帰す。)

〈登校者対応班〉・登校生徒の確認, 保護者への連絡

【在校中】

・校内放送で生徒・職員に知らせる。生徒は、教室(校舎内)待機。

〈校内放送〉

「生徒の皆さんに土砂災害に関する情報をお知らせします。ただいま蒲郡市に土砂災害警戒情報が発表されました。今後、詳しい情報が入り次第お知らせします。学年主任の先生は、職員室までお集まり下さい。なお、生徒の皆さんは、先生が来るまで教室で静かに待機してして下さい。」

〈緊急メール等を使って家庭に連絡〉

・生徒引き渡しか、生徒下校か、学校の対応を示す。正門、体育館通路は、土砂災害の特別警戒区域なので通行禁止。学校からの出入り口は、運動場体育倉庫下の道路を使用する。
・通学路が危険と認められる時や通学距離等により帰宅が困難と認められる時は、当該生徒の安全を学校内で確保する。保護者に連絡し、引き渡しをする。

【下校中】

・職員は、分担をして通学路を巡回し、生徒の安全確保に努める。
・速やかに家庭に帰るように指示する。または、最寄りの避難所に避難させ、土砂災害警戒区域には近づかないように指導する。
・帰宅せずに避難所へ避難した生徒がいる場合は、学校から保護者へ連絡する。

(2) 土砂災害警戒情報が解除されたとき

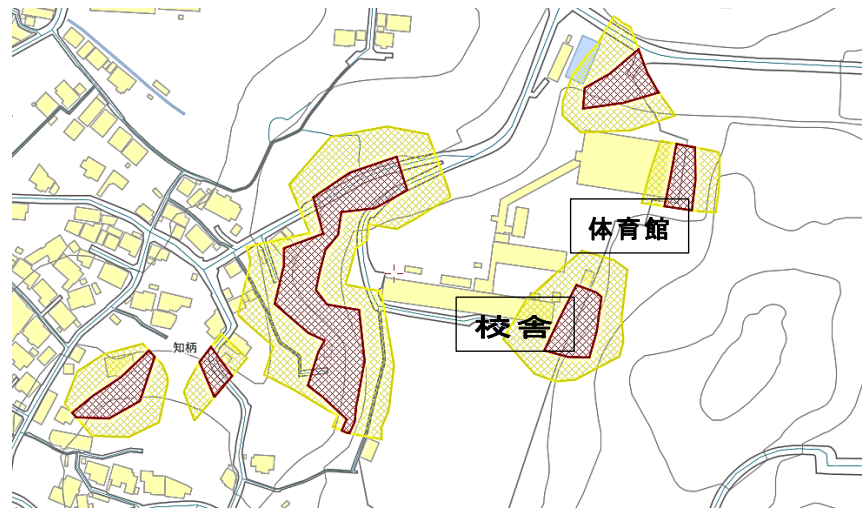
・校長は、職員に生徒・職員の安否、けがの有無、校舎・自宅の被害を速やかに調査させ、記録し、市教委へ報告させる。
・校区内の土砂崩れの警戒区域の点検を職員で手分けして行う。
・補修の必要な場所については、蒲郡市土木港湾課に報告する。

3 その他

・2回目の避難訓練(9月)は、土砂崩れを想定したものとする。

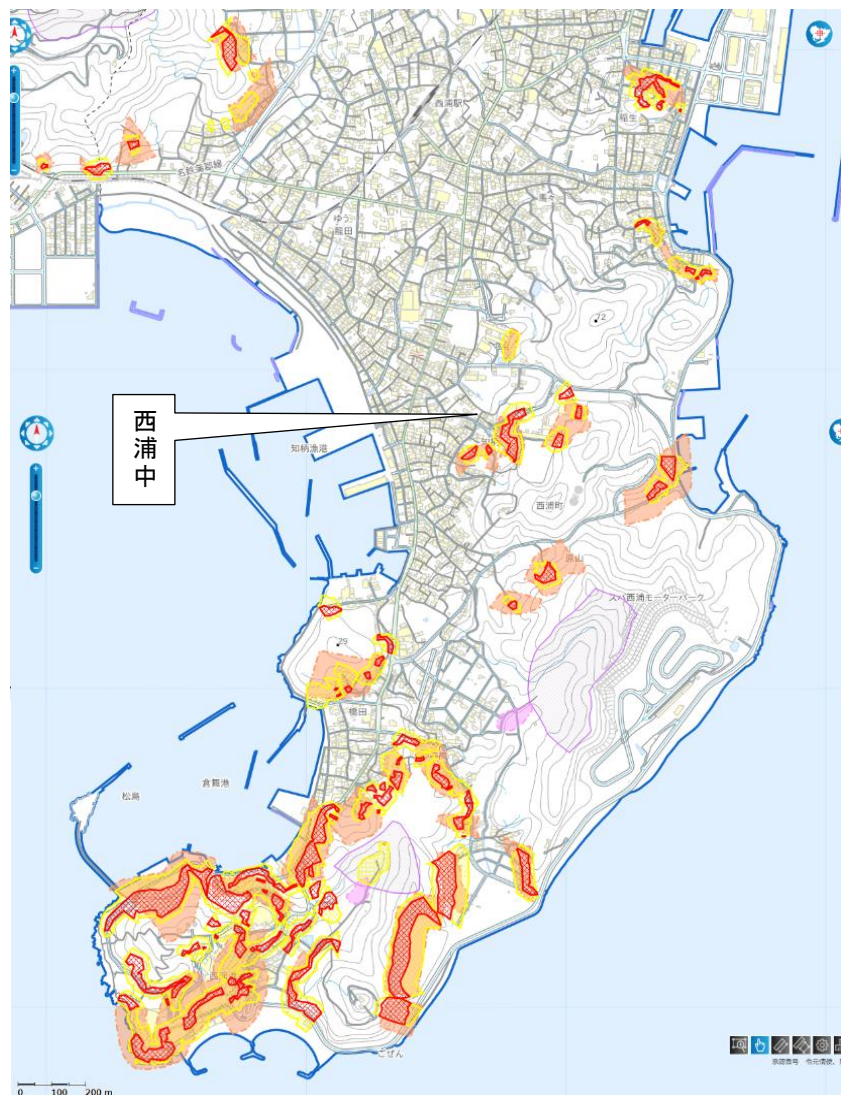
4 学校周辺の土砂災害警戒区域

※急傾斜地の崩壊



【校区内の土砂災害警戒区域】

※急傾斜地の崩壊
※土石流



5 職員の防災体制

